



今年度の介護保険料について

65 歳以上の人に、今年度の介護保険料決定通知書をお送りします。

今年度は、10 月の消費税増税に併せて、町民税非課税世帯(第 1 段階から第 3 段階)を対象に保険料軽減強化が全国的に予定されており、本町も、国が示す最大軽減幅で軽減を実施します。軽減強化された今年度介護保険料は、次のとおりです。

2019 年度 介護保険料

保険料段階	基準に対する割合	介護保険料(年額)	前年度保険料からの軽減額(年額)
第 1 段階	0.375	29,700 円	5,940 円
第 2 段階	0.625	49,500 円	9,900 円
第 3 段階	0.725	57,420 円	1,980 円
第 4 段階	0.90	71,280 円	(※)
第 5 段階	1.00 (基準)	79,200 円	
第 6 段階	1.20	95,040 円	
第 7 段階	1.30	102,960 円	
第 8 段階	1.50	118,800 円	
第 9 段階	1.70	134,640 円	
第 10 段階	1.75	138,600 円	

※ 第 4 段階から第 10 段階については、国の軽減強化対象となっていないため軽減はありません。

介護保険料の決定通知書は 7 月中旬までにお送りします。

前年度から特別徴収(年金から天引き)の人

今年度の 4・6・8 月の介護保険料は、前年度特徴 6 期(今年 2 月天引き分)と同額が年金から天引きされています。

10・12・翌年 2 月の介護保険料については決定通知書を確認してください。

今年度から特別徴収(年金から天引き)の人

今年度の 4・6・8 月の介護保険料は、前年度の介護保険料段階の金額(約 2 カ月分)がそれぞれ年金から天引きされています。

10・12・翌年 2 月の介護保険料については決定通知書を確認してください。

特別徴収(仮徴収)変更について

前年度に比べて今年度の介護保険料が大きく変わる特別徴収の人を対象として、8 月分保険料を変更しています。決定通知書で確認してください。

普通徴収(納付書または口座振替)の人

老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金のいずれかが年額 18 万円(月額 15,000 円)以上の人は、一定期間経過後に、普通徴収から特別徴収(年金から天引き)に自動的に切り替わります(切り替え時期: 10 月または翌年 4 月)。

口座振替が便利です

普通徴収の人で口座振替にすると、介護保険料が毎月自動的に引き落とされます。希望する場合は、下記図まで。

閼福祉課 介護保険係 ☎ 286 - 3114

高齢者の被災後の生活等調査について

町は、世界保健機関(WHO)健康開発総合研究センター、兵庫県立大学地域ケア開発研究所などと協力し、高齢者の被災後の生活・健康問題と支援に関するアンケート調査を実施します。

この調査は、災害後に必要とされる支援やケアを明らかにし、災害時における高齢者支援対策に活用することを目的としています。ご協力を願います。

対象

65 歳以上の町民(平成 31 年 4 月 1 日現在、町に住み票がある人)

調査時期

7 月中旬から 8 月中旬

調査方法

郵送法

閼兵庫県立大学 地域ケア開発研究所(増野) ☎ 078 - 925 - 9605 / 福祉課 高齢者支援係 ☎ 286 - 3114